

東海市公告第206号

次の特定生産緑地の指定を解除したので、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定に基づき公示する。

なお、関係図書は東海市役所都市建設部都市計画課において、一般の縦覧に供する。

令和7年12月1日

東海市長 花田勝重

1 特定生産緑地の指定を解除する区域

東海名和駅西土地区画整理事業地内、富木島町勘七脇並びに加木屋町木之下、西御門、唐畠及び仲新田の各一部

2 特定生産緑地の指定を解除する面積

約0.5ha